

令和 8 年度 京都市立大枝中学校 部活動規定

令和 8 年 4 月 22 日

1. 入退部

- ① 退部をする場合は、所定の退部届けに記入し、担任印を添えて顧問に提出すること。
- ② 入部届を担任に提出し、顧問が確認した後から活動に参加することができる。

2. 活動について

- ① 活動は、顧問が校内にいることを原則とする。
※ ただし、家庭訪問期間や出張等で顧問が校内に不在の際は、校内にいる教員で代行することもある。
- ② 原則木曜日は全部活停止日とする。（会議や研修の関係で）
- ③ 完全下校の時間は以下の通りとする。

活 動 時 間
16 : 55 完全下校（16 : 45 活動終了）

- ④ 土・日・祝日は8時30分以降の開始とする。鍵等は、必ず当該顧問が直接開けること。完全下校は上記の活動時間に準ずる。ただし、顧問の現場指導を必要とする。
- ⑤ 春季・夏季・冬季休業中は原則8時30分登校とする。鍵等は、必ず当該顧問が直接開けること。上記の活動時間に準ずる。ただし、顧問の現場指導を必要とする。（土・日・祝日も含む。）
- ⑥ テスト週間は活動を停止する。ただし、公式戦（中体連主催の春季・夏季・秋季新人・駅伝大会に限る）1週間前であれば管理職に相談のうえ、活動を認める（テスト当日を除く）。その際は、学習時間の確保にも十分配慮すること。（活動時間を1時間程度とするなど）
- ⑦ 下記の日は、部活動停止とする。
* 入学式前日及び当日・卒業式前日及び当日・学校行事（合唱コンクール等）・修学旅行の前日（3年のみ）・テスト期間中・学校閉鎖日。ただし、卒業式前日の吹奏楽部の活動は認める。
- ⑧ 学校行事の当日の活動については、管理職と相談の上で定める。
- ⑨ インフルエンザやコロナ等で学年・学級閉鎖等がなされた場合は、原則として部活動を停止する。
- ⑩ 週2日以上※ガイドライン（平日1日、休日1日）の休養日を設けること。なお休養日は、家庭でのふれあいや地域活動への参加などを考慮し、土曜日または日曜日を含めること。
- ⑪ 原則、平日の活動時間は2時間程度、土日祝・長期休業日は3時間程度とする。また、土日両日に活動をした場合は翌日を必ず休養日とする。
- ⑫ 専門委員会中、委員会に入っていない生徒は16:00まで各部顧問の指示に従って清掃を行うこと。

3. ミーティング・昼食および更衣場所

①ミーティング・昼食および更衣場所については以下の通りとする。

部活名	部活動ミーティング	更衣場所
サッカー（男子・女子）	2 - 3	男子：C棟前 女子：プール横更衣室
陸上（男子・女子）	1 - 2	男子：B・C棟の間 女子：プール横更衣室
ソフトテニス（女子）	3 - 2	プール横更衣室
バレーボール（男子）	2 - 2	体育館練習：体育館、外練習：体育館外南
バレーボール（女子）	3 - 3	体育館練習：体育館、外練習：プール横更衣室
バスケットボール（男子）	2 - 5	体育館練習：体育館、外練習：体育館外南側
バスケットボール（女子）	1 - 4	体育館練習：体育館、外練習：プール横更衣室
剣道（男子・女子）	ランチルーム	武道場
吹奏楽部（男子・女子）	第1音楽室	
美術（男子・女子）	第2美術室	

※ 昼食は、自教室で食べること。

※ 男子生徒の更衣場所は、自学年棟の更衣教室の使用を可とする。

② ミーティング・更衣場所として上記の場所を使用する場合は、教室の戸締りや机・椅子などの整理整頓をキャプテンが責任を持って確実に行うこと。ごみは各自が持ち帰ること。

③ 昼食時にお茶が必要な場合は、各自が水筒を持参すること。

4.その他

- ① 部活動における登下校は、標準服または部で定められているウェア等とする。
- ② 部活動時の服装は、標準服、体育時の服装または部で定められたウェア等とする。
- ③ スパイクを使用する部（サッカー部・陸上部）は、スパイクのまま校舎内の出入りを禁止する。
- ④ 校舎内でトレーニングを行う場合は、以下の条件で行うこと。
 - ※ 校舎内を走らない。道具を使わない。活動場所は、北棟廊下、渡り廊下、B棟C棟1Fのスペースのみとする。違反した場合は活動停止とする。
- ⑤ この規約に反する者がでた部は、原則として活動を停止する。
 - ※ 部活動を再開するにあたっては、顧問の許可を得てミーティングを行い、その内容を部活動係に報告し、活動再開の許可を得ること。
- ⑥ インターロッキング（コンクリート）部分のボール使用に関しては、A棟とB棟の間、B棟とC棟の間のみ使用が認められる。
 - ※顧問が付いている時のみ
- ⑦ 完全下校の時間を学期ごとに3度守れなかった場合は3度目の日の翌日から3日間（平日）の活動を停止する。（門前での話や指導も下校違反とする。）
- ⑧ 土・日・祝日、春季・夏季・冬季休業中の活動において、グラウンドを使用する部員はプール横のトイレを使用すること。（各部が責任を持って定期的に活動場所・トイレの掃除をすること。）
- ⑨ 休日の活動でのゴミの処理・鍵の管理（施錠）・活動時間厳守を徹底すること。
- ⑩ チャレンジ体験の活動期間中は、各顧問が認めた場合のみ活動可とする。